

表 題 養護学校地震対応マニュアルの作成 分担研究 災害時の母子保健・医療対策に関する研究

研究協力者 神戸大学小児科 高田 哲

要約：大規模災害に際して、異常行動や身体条件のために障害児（者）は一般避難所での生活が不可能な場合が多い。昨年度の報告書においては、その実情を報告するとともに障害児（者）のための避難システムを確立しておくことの重要性を指摘した。さらに避難システムに関しては、1) 各種養護学校には、障害者のための様々な設備が設けられていること、2) 教職員も障害児のケアに熟達していること、から養護学校を障害者専用避難施設とすることを提言した。今年度は、これらの研究結果を踏まえて、阪神・淡路大震災の経験を生かした障害児教育諸学校の地震対応マニュアルを、神戸市立盲・養護学校校長会、神戸市教育委員会指導第2課と協力して作成した。本マニュアルでは、盲・養護学校を障害者専用避難施設として位置づけたので、研究者が直接関わった部分を中心にその概要を紹介する。

見出し語：阪神淡路大震災、在宅障害児、避難システム

I. はじめに

大規模災害時において、障害児（者）がどのような問題に直面するかを知り、それに対応する方法を考えることは、現代社会に課せられた重要な課題である。研究者らは、阪神・淡路大震災の40日後に、神戸市の養護学校及び通園施設に通っている児とその家族を対象にアンケート調査を行い、488家族から回答を得た。それらの結果より、1) 障害児の家族では、子供の異常行動や身体条件のために一般避難所での生活は不可能な場合が多く、障害児（者）のための避難システムを確立しておくことが重要であること。2) 在宅障害児（者）では、常に医療を必要とするものが多く、家族に医療、投薬内容を日頃から十分に熟知させておく必要があることが明らかとなった。昨年度の報告書におい

てはこれらの点を指摘し、特に避難システムに関しては、各種養護学校を障害者専用避難施設とすることを提言した。この提言は、1) 各種養護学校には、障害者のための様々な設備が設けられ、配慮がなされていること。2) 教職員も障害児のケアに熟達していることからきわめて現実的なものと考えられる。

今年度は、これらの研究結果を踏まえて、阪神・淡路大震災の経験を生かした障害児教育諸学校の地震対応マニュアルの作成を、神戸市立盲・養護学校校長会、神戸市教育委員会指導第2課と協力しておこなった。マニュアル作成委員会は神戸市内の6校の神戸市立盲・養護学校教諭19名から構成され、研究者は、資料提供とともに、マニュアル作成の顧問として参加した。本マニュアルでは、盲・養護学校を障害者専用

避難施設として位置づけた。

II. マニュアル作成における基本理念

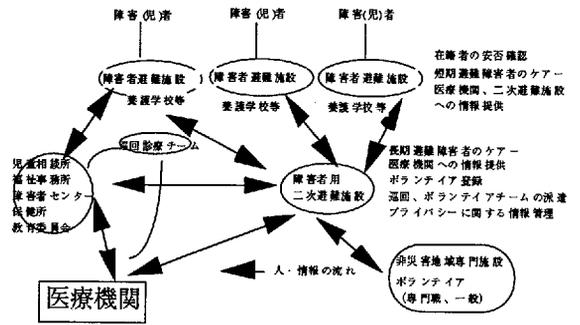
マニュアルの作成にあたっては、阪神・淡路大震災における実際の経験をできる限り生かすために、体験編と対応編の二部構成とし、関係資料などを資料編として付け加えた。表1にマニュアルに含まれる内容を示した。

表1 障害児教育諸学校
地震対応マニュアルの内容

体験編	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸市の障害児教育（平成6年度） 2. 被害の状況 3. 学校の再開、平常化への取り組み 4. 心のケア 5. 避難所としての学校 6. 体験からの提言
対応編	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対応の基本的考え 2. 地震発生時間帯別の対応 <ol style="list-style-type: none"> A. 登下校中 B. 在校中 C. 在宅中 3. 施設・設備面の対応 4. 学校再開・学校平常化への対応 5. 避難所への対応 6. 実効性ある避難訓練 7. PTA・地域との連携 8. 医療品・備品・備蓄物資
資料編	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育再開システム 2. 阪神・淡路大震災に関する新聞報道 3. 気象庁発表・震度階級 4. 神戸市防災指令規定 5. 平成7年12月7日教育長通知内容 6. 神戸市に影響を与えた地震 7. 神戸市における今後の災害想定 8. 防災用品一覧

マニュアル全体は約120ページで、体験編では、個々の事例に触れながら神戸市立養護学校での体験を詳細に記載した。一方、全体の1/3を占める対応編では、できうる限り簡潔な文章にまとめ、緊急時に実際に使用しやすい形態とした。また、避難システムとしては、障害児教育諸学校を障害者専用避難施設として位置づけ、さらに障害児を対象とした後方施設がバックアップするシステムを想定した（図1）。

図1 大規模災害時の在宅障害児避難システム



III. 概要

1) 体験編の概要

a) 被害状況、学校の再開・正常化

養護学校における人的被害状況を調査し、表2にまとめた。体験編では、とりわけ死亡例の状況を詳細に記述し、反省点を検討した。さらに、学校の再開、正常化への取り組みについて具体的な手順を報告した。

表2 神戸市立諸学校における人的被害状況

	小学校	幼稚園	中学校	高校	盲	計
	／高専／養護					
死亡者数	4	108	47	17	3	179
負傷者数	5	440	363	122	4	934
震災孤児数	0	10	11	6	0	27
家族死亡者数	9	162	165	66	1	403
避難所・経験者数	77	1541	1424	226	22	3290

b) 心のケア

養護学校に通う生徒達にも、震災後に様々な反応が認められた。これらの反応に対処するためには、障害者に認められやすい変化を知ることが必要である。研究者らは、肢体不自由児養護学校2校、知的障害児養護学校3校に通う生徒（304人）を対象に、平成7年3月1日～10日に同一の調査表によって、阪神・淡路大震災震が障害児に及ぼした影響を調査した。本マニュアルにはこれらの結果を掲載し、実際になされ

た対応法を報告した。

c) 障害児への影響に関する調査結果

i) 震災後に興奮、精神活動の低下などの精神面の変化や嘔吐、運動機能の低下などの身体面での変化が出現した頻度を、肢体不自由児、知的障害児にわけて表2、表3に示した。肢体不自由児、知的障害児の1/3以上に何らかの変化が見られた。とりわけ、知的障害児では、興奮、パニックなどの精神面の変化が高頻度に認められた。一方、肢体不自由児では、これらの変化が1か月以上続いている児の頻度が高く、注意が必要と考えられた。

表3 震災後の身体面における変化

知的障害児		肢体不自由児	
睡眠リズムの乱れ	26名	睡眠リズムの乱れ	15名
夜尿など排泄の問題	11	夜尿など排泄の問題	6
摂食に関する障害	8	吐き気/腹痛	4
運動能力の低下	6	運動能力低下	3
吐き気/腹痛	4	呼吸状態	3
その他	8	その他	16

表4 震災後の精神面における変化

知的障害児		肢体不自由児	
不眠	23名	甘え・分離不安	12名
過度の興奮	20	過度の興奮	11
甘え・分離不安	18	不眠	10
精神活動低下	14	痙攣発作の増加	5
退行	10	精神活動低下	3
痙攣発作の増加	8	退行	3
暴力	5	暴力	1

ii) 知的障害児では、養護学校間においてこれらの変化の出現頻度に差を認めた。図2、図3、図4に青陽東、青陽西、青陽高等養護学校における精神・身体面の変化の頻度を示した。通学区域が最も震災による影響が強かった青陽東養護学校では、他の2校に比べて頻度が高く、精神変化は半数以上に及んだ。

図2 青陽東

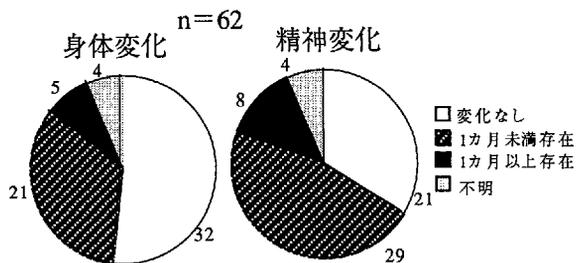


図3 青陽西

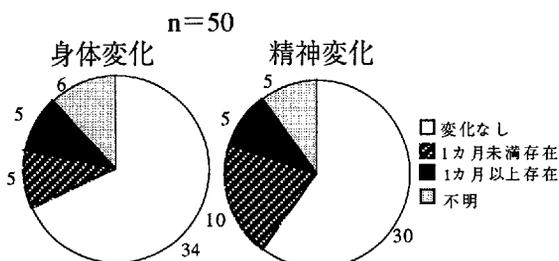
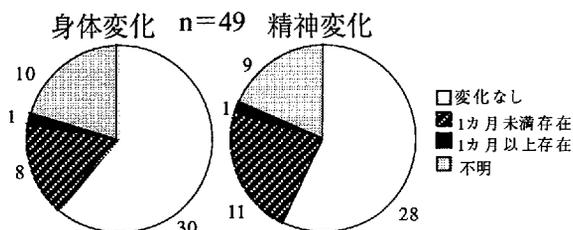


図4 青陽高等養護



一方、肢体不自由児養護学校2校には、明らかな差はなかったが、精神面、身体面の変化とも長期に持続している例が多かった。(図5,6)

図5 友生養護

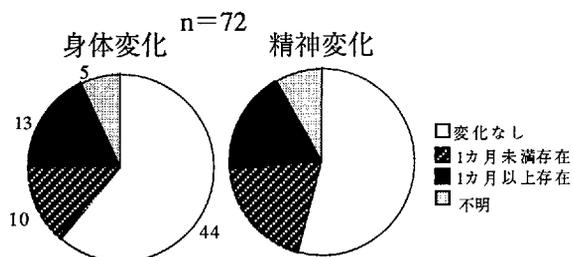
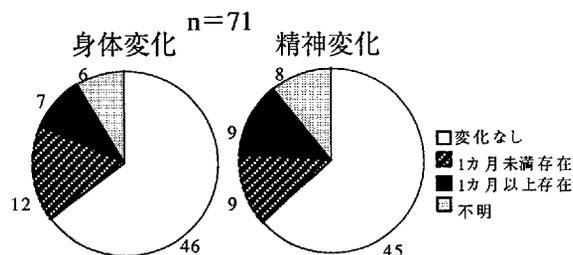


図6 垂水養護



環境変化への適応能力に乏しい障害児では、震災後に様々な反応が認められた。今後、障害児への対応を考える上で重要と考えられた。

d) 避難所としての学校

避難所として用いられた学校の様子と問題点を報告し、障害者にとっての避難生活の難しさを改めて指摘した。障害者が困難を感じた理由は 1) 他の避難住民への迷惑に保護者が神経を使ったこと。2) 避難所に障害児(者)への配慮が欠けていたことの2点に要約された。また、養護学校も一般住民の避難所として用いられたため、その特色を十分に活かせず、学校再開にあたっては様々な問題が生じた。

2) 対応編の概要

a) 地震発生時間別対応

震度7の地震が冬期に発生したと想定して、その対応を i) 登下校中、ii) 在校中、iii) 在宅時にわけて検討した。肢体不自由児養護学校、知的障害児養護学校、盲養護学校それぞれの特徴に応じた項目を含めながら、できる限り一般的に応用できるものとした。

i) 登下校中の対応

スクールバスの被害点検、避難場所の選定、児童、生徒の健康状態の確認、応急処置、学校、家庭、医療機関との連絡法、自力通学児への対応、児童の引き取り確認、付近住民への協力要請などの項目を設けた。

ii) 在校中の対応

児童生徒への指示、児童生徒の安否確認、火災などの二次災害の防止、教室からの避難、校舎・教室の被害状況の確認、校舎からの避難、医療機関、保護者との連絡法、ライフラインの

確保、教育委員会との連絡、学校対策本部の設置などについて記載した。

iii) 在宅時の対応

教職員の集合、児童生徒の安否確認、校舎・教室の被害状況の確認、教育委員会への連絡、情報収集の項目を設けた。

b) 避難所への対応

本マニュアルでは各種養護学校を、障害者専用施設として位置づけた。しかし、実際には一般避難住民の受け入れも断わることはできない。そこで、本章では i) 避難住民の受け入れ、ii) 避難住民への生活支援、iii) 避難所の管理と運営、iv) 避難所の管理と運営、v) 障害者専用避難所をめざして、の5項目にわけ記載した。

c) 医療品・備品・備蓄物資

養護学校を障害者専用避難施設として運営していくために必要な医薬品、備蓄物質を記載した。在宅医療の普及にともない養護学校に通う障害児の中にも様々な医療を必要とする児が増えている。本章においては、i) 医薬品・医療情報の管理、ii) 必要とされる医療機器、iii) 障害者二次施設及び医療機関との連携、iv) 代表的な在宅療法と必要とされる医療物品、v) 体温管理と感染予防、vi) 障害者のプライバシー保護の各項を設けた。さらに必要とされる備品・備蓄物資の一覧表を添付した。

IV. 文献

1) 障害児教育諸学校地震対応マニュアル。神戸市立盲・養護学校校長会編、印刷中。

2) Takada S, Shintani Y, Sohma O, et al. Difficulties of families with handicapped children after the Hanshin-Awaji earthquake. Acta Paediatrica Japonica 1995 ; 37 :735-740.



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:大規模災害に際して、異常行動や身体条件のために障害児(者)は一般避難所での生活が不可能な場合が多い。昨年度の報告書においては、その実情を報告するとともに障害児(者)のための避難システムを確立しておくことの重要性を指摘した。さらに避難システムに関しては、1)各種養護学校には、障害者のための様々な設備が設けられていること、2)教職員も障害児のケアに熟達していること、から養護学校を障害者専用避難施設とすることを提言した。今年度は、これらの研究結果を踏まえて、阪神・淡路大震災の経験を生かした障害児教育諸学校の地震対応マニュアルを、神戸市立盲・養護学校校長会、神戸市教育委員会指導第2課と協力して作成した。本マニュアルでは、盲・養護学校を障害者専用避難施設として位置づけたので、研究者が直接関わった部分を中心にその概要を紹介する。